

## 平成25年度 東京司法書士会 新人研修会

### 講義要項

平成25年11月

東京司法書士会 総合研修所 新人研修室

各講義の方針・内容等を、担当講師より紹介いたします。講義を受ける際の参考としてください。

講義によっては【事前課題】を出題しておりますので、必ず確認のうえ受講してください。

#### ◆平成25年11月29日（金） 倫理・綱紀

東京司法書士会綱紀調査委員会

綱紀調査手続き（懲戒申立てから懲戒処分まで）の流れを説明した後、実際の懲戒処分事例を見ながら、トラブル回避のための注意点・対処法を具体的に説明していく予定です。

短い時間ではありますが、「知らなかった」では済まされない綱紀・懲戒の実情を、少しでも新人の皆さんにご理解いただければと思っています。

#### ◆平成25年11月30日（土） 不動産登記の実務①「売買等の相談と登記」

安齋 忍 会員（杉並支部）

本講義では、司法書士業務の基盤の一つである不動産売買による登記のうち、典型的な事例として不動産仲介業者の依頼に基づく残金決済、立会い業務について解説します。

特に、取引の場において司法書士が果たす重要な役割を理解していただきたく、決済の再現を行います。細かなメモは取らなくて結構です。NHK 特集を観るような気軽な気持ちで、でも、核となるのはどこか、それだけ意識して受講してください。

#### ◆平成25年11月30日（土） 債権譲渡・動産譲渡登記の実務

初瀬 智彦 会員（中央支部）

債権譲渡登記や動産譲渡登記は司法書士の業務分野ですが、登記制度創設からまだ日が浅く、積極的に取り組んでいる司法書士はまだ少ない状況です。そこで、本研修では、債権譲渡登記・動産譲渡登記とはどのようなものか、どのように登記申請するのか等の基本的事項をお話します。また、債権譲渡登記や動産譲渡登記が実際のどのような場面で利用されているのか、今後どのように利用されていくのか、債権法改正に伴いこれらの制度へどのような

影響があるかといった債権譲渡登記や動産譲渡登記の可能性・未来についても皆さんと一緒に検討していきます。

#### 【事前課題】

債権譲渡登記や動産譲渡登記は、どのように場面で、どのような目的で利用される登記であると思いますか。また、不動産登記や商業登記との相違点は何があると思いますか。皆さんなりに考えてみてください。

#### ◆平成25年11月30日（土） 不動産登記の実務②「表示登記の基礎知識」

神田 昭一 会員（豊島支部）

表示に関する登記は、権利に関する登記と共に不動産登記法に規定された制度ですが、不動産の物理的な状況を公示するという役割から、権利に関する登記とはまったく違った性質を持っています。その大きな違いを認識するという観点から、表示登記制度の特徴と土地家屋調査士がどのような考え方・視点から調査確認を行っているかを紹介し、表示登記が絡んだ権利に関する登記を受託する場合の司法書士の執務姿勢について、お話をしていきたいと思えます。

#### ◆平成25年12月2日（月） 不動産登記の実務③「抵当権等債権保全の相談と登記」

濱 智幸 会員（豊島支部）

まず、債権保全に必要な知識について話をします。

次に、登記の受託にあたって確認すべき事項について話をします。これは、抵当権設定登記に限らず登記全般にわたる重要な項目です。

最後に、(根)抵当権の設定登記と抹消登記について、契約書や関係書類を見ながら個別・具体的な説明をします。

また、政府系金融機関やメガバンクの再編についても話をします。

なお、事前課題はありませんが、資料については目を通しておいてください。講義では資料を基に実務の話をします。

#### ◆平成25年12月3日（火） 不動産登記の実務④「相続の相談と登記」

中尾 加奈 会員（文京支部）

司法書士としての基本的業務である相続登記手続きについて、その相談、受任の場面から

登記申請、完了、書類の引渡しまでを一連の流れに沿って講義します。試験対策として勉強する法令上の知識から、実務に一步踏み込んで各場面をイメージしていただけるように意識して進めます。

受講生の中には実務経験者もいらっしゃると思いますが、大多数が未経験と思われるので、基本的な相続のパターンを軸にして、特に資料集めとしての重要な役割をもつ戸籍の読み方、集め方に時間を割いていく予定です。若干の特殊事例も交えていきますが、限られた講義時間が無駄にならないように基本をわかりやすくお伝えしたいと思います。

#### 【事前課題】

父が亡くなったので父名義の不動産について相続登記をしたい、という内容の相談を受けた。

相続人は、母及び子2人。

不動産を含む遺産はすべて母の取得としたい。

又は、母及び子のうち1人が相続したい。

被相続人の遺産は約1億2000万円。

相続税が気になるのでアドバイスをいただきたい、とのこと。

さて、どう答えるか。

自分が本職だったらどう答えるか、少し考えてみてください。

### ◆平成25年12月5日（木） 商業登記の実務①「会社設立と定款変更」

高橋 聡英 会員（墨田・江東支部）

#### ○講義内容について

会社法施行からすでに7年を経過し、「株式会社の設立は簡単なもの」と考えられているようです。機関設計の選択の幅の広さはあるものの、取締役1名の設立であれば我々の専門的知識を提供する場面は限定的であるように感じられます。しかし、まずはこの設立手順をスムーズに行うことが、「会社の最初の場面」で司法書士という立場を印象づけることができ、その後の「長いお付き合い」に繋がることとなります。今回の講義では、まずこの設立登記の手続について具体例、失敗談も交えてお話いたします。

なお、毎年、設立手続について講義時間の半分を割いていたのですが、それ以外の登記についても限られた時間の中であってもできるだけ触れたいと考え、資料の分量はそのままに、コンパクトな講義を心がけます。

続いて、定款変更を中心に、本店移転、解散・清算等の各登記手続と役員変更を題材に講義をします。役員変更登記は、会社法による任期伸長により登記の頻度が減ったとはいえ、やはり商業登記の定番であり、その他の登記についても、頻度が多いと考えられるものを中心に講義を行います。

#### ○講義の進め方について

申請書の記載方法、添付情報（書類）については、試験合格者であれば実務に十分対応できますので、講義では言及しません（資料には記載してあります）。

そのかわり、「顧客からはどのような言葉で依頼が来るのか」という実例を挙げたり、「受験時においては明確であった指示が、実務上は曖昧」であったりして戸惑う場面、こうした場面に対応できるよう、受諾の際に確認すべき事項について、実際の依頼内容を題材として講義を行います。理論よりも実体験に基づいた内容とし、実務に役立つ講義を心がけたいと思います。

近年、商業登記についてかなり詳細な書籍が発行されているように、商業登記を含めて会社法務は司法書士が強い、と伝道してくださる同職が増えました。こうした動きを受け、「司法書士は、会社法務のどのような場面でその役割を期待されているのか」ということについても個人的見解ではありますが、お伝えしていきたいと考えております。

**\*事前にテキストの下記の部分に目を通しておいてください。**

「設立依頼メール見本」「定款変更依頼メール見本」「役員変更依頼メール見本」

時間の関係上、当日の講義では上記部分はざっと触れる程度にならざるを得ませんので、目を通していただいたことを前提に進めていきます。講義において何か発表してもらうということではありません。

#### ◆平成25年12月7日（土） 商業登記の実務②「増減資の登記実務」

久我 祐司 会員（文京支部）

今回の講義のテーマは増資手続き及び減資手続きに関する登記です。

増減資の手続きを理解するには、会計に関する基本的な知識は不可欠です。少なくとも、貸借対照表の純資産の部の読み方は必須です。

今回の講義では、会社法計算規則から出発して、計算書類に使われる基本的な用語を確認したうえで、増減資に関する会計基準や税務の問題についても、最低限押さえておくべき事項について確認していきます。そのうえで、具体的な事例に沿って、登記を含めた必要な手

続きを確認していきます。

**【事前課題】**

1. 貸借対照表で使われる用語について、確認してください。
2. 資本金1円で設立した会社の会計上の問題点はどんなことが考えられますか。
3. 株式会社の資本金と一般社団法人の基金の相違点について説明してください。

**◆平成25年12月7日（土） 実務アラカルト「相談の受け方」**

久我 祐司 会員（文京支部）

近時の不動産登記法・会社法等の改正による登記実務の大幅な変更や、成年後見業務、簡裁訴訟代理等関係業務等の業務範囲の拡大によって、私たち司法書士の執務のあり方が大きく変わりつつあります。

すなわち、私たち司法書士は、法的サービスを提供する「サービス業」として、今まで以上に、クライアントとの直接かつ密度の濃いコミュニケーションが要求されるようになってきているのです。当然のことながら、そうした面での「サービスの品質」ということも重要になってきます。

折しも、司法の世界では、「リーガル・カウンセリング」ということが言われるようになり、広い意味での「リーガル・コミュニケーション」への関心が高まってきています。

この講義では、「相談」という局面におけるクライアントとのコミュニケーションのあり方を確認するとともに、「何を」「どのように」聞くことが必要なのか、「何を」「どのように」伝えることが必要なのか、について考えていきたいと思えます。

**【事前課題】**

1. 司法書士法3条1項5号、7号、8号、24条を確認してください。
2. 次のような相談を受ける場合、どのような点に注意しますか。

＜相談の概要＞

先日、とある町役場から「意向確認書」が送られてきました。

内容は、40年近く前に生き別れとなった父親について、成年後見の申立てをする意思があるかどうかを問うものでした。

私が申立てをする意思がない場合は、町長が申立てをすることになると書いてありました。どのようにしたらよいのでしょうか？

3. 次の言葉を、できるだけ簡単に（小学校5年生が理解できる程度）で説明してください。

い。

- (1) 登記識別情報
- (2) 登記原因証明情報
- (3) 遺留分

#### ◆平成25年12月7日(土) 実務アラカルト「開業体験談」

東京司法書士会 総合研修所 新人研修室

先輩司法書士が経験してきた開業時から現在に至るまでのエピソードを座談会形式で紹介します。具体的には、以下のテーマについて、お話する予定です。

- ①開業準備について  
(開業地の選択条件、運営形態、準備資金、他事務所でどの位経験を積んだか等)
- ②開業時に苦労したこと、困ったこと、悩んだこと
- ③開業してからの営業方法、事務所運営の苦労、開業して良かったこと
- ④失敗談、ヒヤっとした体験、思い出に残る案件
- ⑤新規開業者が特に注意すべきこと、開業を目指す後輩に対するアドバイス  
(司法書士としての職務姿勢、依頼人との接し方・マナー)

#### ◆平成25年12月9日(月) 成年後見の実務

川口 純一 会員(渋谷支部)

成年後見制度の現状と概要を述べた後、事例に基づきながら法定後見・任意後見の基本をお話し、実際の後見業務がどのように行われているのか、その苦悩する様子、やりがい等をお伝えしたいと思います。

また、問題事例、誤解しやすい事項等も説明しますので、今後の後見業務に役立てていただきたいと思います。

なお、最後にリーガルサポート・参考図書の紹介もしますので、実務の参考にしていただければと思います。

#### ◆平成25年12月10日(火) 「本人確認」及び「東京司法書士会の組織とその活動」

野中 政志 会員(渋谷支部)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」について、簡単に目を通しておいてください。

なお、「法令データ提供システム」というホームページでも見るすることができます。

「司法書士法」、「司法書士法施行規則」について、簡単に復習しておいてください。

「東京司法書士会会則」について、簡単に目を通しておいてください。なお、「東京司法書士会」のホームページの「情報公開資料」のページで見ることができます。

#### ◆平成25年12月11日（水） 債務整理の実務①「任意整理」

安藤 剛史 会員（文京支部）

ここ数年、簡裁代理権の取得・最高裁判例の蓄積・実務の積み重ねなどによって、司法書士にとって債務整理事件に取り組みやすい環境が整ってきています。

しかし、皮肉なことに、取り組み易くなったことで、債務整理は「誰でも簡単にできる」「定型的に大量処理ができる」といった安易な考え方に結びつきやすくなってしまいました。不適切・不誠実な事件処理により依頼者が不利な状況に陥るケース、また、そこからトラブルや懲戒に発展するケースが多く見られ、司法書士という職能に対する信頼そのものを損ないかねない状況にあるのも事実です。

本講義では、クレサラ事件の全体像、実際に相談にあたる際に注意すべき点、トラブルに発展しないような事件処理をするための心構え、近年の動向などをお話したいと思っています。

各整理手続についての細かい知識よりも、考え方や取り組み方に重点をおき、総論的なお話をする予定です。時間に限りがあり、レジュメの全てについて詳しくお話をすることはできませんが、第一歩として債務整理事件の全体像についてイメージを掴んでいただければと思います。

予習をする余裕のある方は、以下の設問について考えてみてください。

##### 【債務整理未経験の方向け】

設問1. 司法書士試験に合格したあなたは、特に法律に詳しくない友人から「グレーゾーン金利って何？」と聞かれました。どのように説明しますか。

設問2. 同じように、あなたは友人から「過払金って何？」と聞かれました。どのように説明しますか。

##### 【債務整理の経験がある方向け】

設問3. あなたと同期合格の友人、甲山一郎さんが独立開業して数ヶ月。まだこれといった仕事もなく結構暇だという甲山さんが、あなたに相談を持ちかけてきました。

ある日、甲山事務所に「多重債務者救済業務のお誘い」（資料13参照）というFAXが届き、次の日、岡田と名乗る人物から「ぜひ一度先生とお会いしてお話をしたい」という電話がかかってきたというのです。

甲山氏はあなたに「顧問料は魅力的だけどどう思う？」と相談しています。

あなたは甲山氏に対しどのような回答をしますか。また、それはどのような理由からですか。

【債務整理をそこそこ経験している方向け】

設問4. 債務整理を多く手がける乙山司法書士事務所に勤務するあなた。司法書士試験合格後、簡裁代理の認定試験にも合格し、乙山事務所内で司法書士登録をすることになりました。

(1) 登録を済ませたある日、乙山事務所の所長から「君は簡裁代理権をフル活用して任意整理と過払事件を専門に扱ってくれ。破産や個人再生になりそうな事件はうちでは基本的に扱わないから面談の段階で断ってなるべく受けられないように」という指示がありました。

あなたが所長から受けた指示に問題があるとすれば、どのような点が考えられますか。

(2) あなたは、依頼者Aさんの事件を受任し、大手貸金業者タケフルに対する過払金50万円の返還請求事件の訴状を作成していたところ、所長から「タケフルとは話が付いて、うちの事務所で出た過払金は全て一律1年後に6割返してもらえるという内容ですぐに和解できることになった。Aさんの過払金も1年後に30万戻ってくるから、交渉も要らないし、裁判を起こす必要はなくなった。訴状を作るのは取りやめてくれ」と言われました。

Aさんは「過払金を他の会社の返済に充てたい。返してもらえるものは全部返してほしい」と言っています。あなたは、Aさんの事件をどのように処理しますか。

また、あなたが所長から受けた指示に問題があるとすれば、どのような点が考えられますか。

◆平成25年12月12日（木） 債務整理の実務②「破産・個人再生・生活保護の実務」

力丸 寛 会員（新宿支部）



債務整理の受任を行うのであれば、最適な手続きを依頼者に勧めることができるように、債務整理手続きの全メニューについて対応可能であることが求められます。破産、再生手続きにつき、その概要と実務上の注意点などをお話します。また、債務整理を行う法専門家にとって、今や必須の知識である生活保護制度の概要及び法律扶助制度についても触れたいと思います。

**【事前課題】**

1. 破産、個人再生手続きの概要について、入門的な書籍等にあたり、その制度趣旨、手続きの概要など全体像を頭に入れておくこと。
2. (設問) 破産、再生手続きの依頼者が、会社、親族からの借入があるのでそれらの債権者だけには全額の返済をしたいので手続きから除外してほしいと依頼してきたときにどのように対処すべきか。